

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

平野 幸子

はじめに

明治学院大学社会学部附属研究所相談・研究部門(以下、当所)は、ソーシャルワーカーによるコミュニティワーク実践として、港区立子ども家庭支援センター(以下、子家セン)の事業「港区地域こぞって子育て懇談会」(以下、懇談会)に関わってきた。2006年度から2015年度は懇談会の事務局として、その後の2016年度から2018年度は事業の運営協力をしている。

10年以上にわたる懇談会の実践過程や関係者から、多数のコラボレーション、すなわち子どもや子育てを応援する複数の事業や活動が生まれた。それらについて、2017年度実践報告『「港区地域こぞって子育て懇談会」関係者から生まれた事業や活動』として、生まれた経緯や現状の実践内容・課題・展望等を関係者から得た情報を基に記録した(以下、実践報告とする)⁽¹⁾。

実践報告では、実践者の視点から望まれる子ども・子育て環境も考察できた。そのひとつは、「多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境」であった⁽²⁾。

実践報告では、多層の支援について、「諸団体の活動による支援、個人による支援活動、児童相談所による高機能の子ども家庭支援、子ども家庭支援センターによるすべての子どもと子ども家庭への支援」と表現した。本報告では、多層の支援とは、個人、団体、事業所、行政等幾つかの異なる担い手により行われる支援と捉え

る。複数の異なる担い手層が、各層ばらばらに実践や活動するのではなく、連携が有機的に織りなされることが望まれた。有機的とは、「多くの部分が緊密な連環をもちながら全体を形作っているさま」⁽³⁾という。子ども・子育て環境には複数の異なる担い手層が存在するが、それらが緊密な連環をもちながら全体、つまり子ども・子育て環境、すなわち子どもたちが暮らす地域社会を形作っていくさまが望まれているといえる。

また、2017年度懇談会の報告書には、懇談会実行委員たちによる「次年度への展望」のひとつとして、以下が描かれた。

「既存の多様なネットワーク同士をつなげていける懇談会でありたい」

すでに子ども・子育てを応援する多様なネットワーク(行政による対象別ネットワーク、子育て支援事業所・NPO法人・ボランティア団体などの団体間ネットワーク、子育て・家族支援者などのネットワーク、地区委員会などの地域活動者によるネットワーク、他)が存在する。ネットワークとネットワークがつながることにより、網の目からこぼれるニーズがないようにしたい(出典「2017年度港区地域こぞって子育て懇談会報告書」)

実践報告の考察で捉えられた「多層の支援や

それらの連携が有機的に織りなされる」状況と、2017年度懇談会報告書の展望に描かれた「既存の多様なネットワーク同士がつながる」姿とは、イメージとしては、ほぼ共通している。

そこで改めて、前者の「多層の支援やそれらの連携」、後者の「既存の多様なネットワーク」と表現された、港区内の子ども・子育て支援領域における、複数の異なる担い手層が参集する場・機会の可視化を試みたいと考えた。本報告は、それらの存在を把握し記録する。会議体や研修機会も含めるが、それらもネットワーク構築の機会になり得ると考えるからである。それらが幾つも存在するにも拘らず、現場で支援に取り組む人々も総体的には把握していないと複数の関係者(行政の関係者も含む)から耳にした。全てを網羅することには限界があるが、本報告を当所の今後のコミュニティワーク実践模索ための資料としたい。

尚、本報告では、「ネットワーク」という用語に関し、以下の説明を踏まえることにする。◇中央法規編集部編集『社会福祉用語辞典(六訂版)』(2012年、中央法規出版)による説明→「ネットワークとは、一般には、網目状の構造とそれを力動的に維持するための機能を意味する。社会福祉およびソーシャルワークの領域ではそれを人間関係のつながりの意味で用いることが多い。例えば、小地域ネットワーク活動といった用語に代表されるように、地域における住民同士の複数の関係のつながりを指すものとして使われることが多い。そこでは、住民間の対等な水平関係をとおして情報や感情の交流がなされ、地域社会の重要な構成要素とされる。また、援助専門職間の「連携」という意味でネットワークを用いる場合もある。」

上記を踏まえ本報告上のネットワークの種類は、ネットワーク1→地域における住民同士の複数の関係のつながり、ネットワーク2→援助

専門職間の「連携」とする。ネットワーク1には、地域で活動を担う住民や、住民により設立/維持される団体も含むとする。いわゆるサービス利用当事者は、地域住民に含む。さらに、ネットワーク1の住民等と2援助専門職の両者を含めたものをネットワーク3とする。ネットワーク2の援助専門職とは、子ども・子育て領域の、主に国家資格等の公式な資格に基づく職種を想定しておく。提示した説明を踏まえ、本報告でのネットワークとは、「人間関係のつながりの意味」であり、「対等な水平関係をとおして情報や感情の交流がなされる」関係性と捉える。

1 可視化の方法

1) 4つの担い手層を設定

本報告では複数の異なる担い手層として、地域活動者、団体、事業所、行政、の4種を設定した。

〈担い手層1〉地域活動者

行政から委嘱を受けたり、地縁の団体等の推薦を受けて担う地域内の各種委員等や、特定の講座の受講により付与される資格/名称で担える地域活動者。有償型の活動を含むが、基本雇用される形態ではなく、地域活動として個々に実践する担い手層。

〈担い手層2〉団体

団体を組織して実践する担い手。ボランティアグループ等の任意団体、特定非営利活動法人(以下、NPO法人)などの民間非営利団体や、〈担い手層3〉には含まれない事業体(例:幼児教室、学習塾等)。〈担い手層3〉の事業所と〈担い手層4〉の行政以外の、民間団体や企業等による支援の担い手。

〈担い手層3〉事業所

本報告での事業所種別は、基本的には法的な

根拠等を持ち、公的な資金も入って運営されている以下の事業所とする。

- ・福祉系 子育て支援施設(子育てひろば・一時預かり・トワイライト・ショートステイ事業実施施設、病児病後児保育施設等)
 - 保育園(認可保育所、認証保育所、無認可保育所、港区保育サポート等)
 - 児童館・子ども中高生プラザ(港区内の中高生対象設備サービスを含む児童館)
 - 学童クラブ等(児童館併設、学校併設、単独型)
 - 放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所
 - その他の児童福祉法の諸施設(乳児院、母子生活支援施設等)
- ・教育系 学校教育法上の、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学やその関連事業所
- ・医療保健系 病院、診療所、助産院等 (保健所は、〈担い手層4〉行政と捉える)
- ・その他 少年院

〈担い手層4〉行政

主に子ども・子育て支援領域における行政機能として、児童相談所(港区の管轄は東京都児童相談センター)、子ども家庭支援センターをはじめとする港区による福祉・教育・保健行政等、警察関係や司法関係。

2) 把握する参集の場・機会

〈担い手層1〉は、各種地域活動者の種類とそれらの参集の場・機会、〈担い手層2と3〉は、団体・事業所間の参集の場・機会、〈担い手層4〉は、行政職員以外の担い手も参画する行政主導

の場・機会を把握する。

把握の方法は、公開されている関連団体/機関のホームページや資料の閲覧、事務局を担う団体/機関関係者への面談や一部電話でのヒアリングにより情報収集した。ヒアリングの依頼期間は、2018年8月3日(金)～9月26日(水)とした。

2 結果

1) 〈担い手層1〉地域活動者について

〈担い手層1〉の地域活動者に関し表1に提示した。

16種類の地域活動者を把握した。便宜的に①主に就学前の子どもと保護者を対象、②主に小学生・中学生以上を対象、③どの年代の子どもと保護者にも関わる可能性がある地域活動者に分類した。子どもや保護者だけに関わるのではない地域活動者も存在するが、関わる可能性のある活動を挙げた。表1内の6・12の各施設の個人ボランティアは、〈担い手層3〉で挙げた児童館等主催の地域懇談会に参加する例を見聞きするので、地域活動者の一形態として挙げた。

2) 〈担い手層2〉団体について

〈担い手層2〉の団体の参集の場・機会に関し表2に提示した。

17種類の団体間の参集の場・機会を把握した。便宜的に①行政との相互協力関係の場、②地域内の法人が構築する参集の場・機会、③活動テーマ別参集の場・機会、④援助専門職の参集の場・機会に分類した。

表2内の17青少年対策地区委員会は、団体や事業所と複数種類の地域活動者が構成する任意団体である。19町会・自治会連合は、対象とするテーマには子ども・子育てのキーワードはないが、子ども家庭が暮らす地域の防犯や環境等を担う団体であり、その意味での関わりは非常

に強いと考え挙げた。23港区社会福祉協議会サロン活動、24ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流事業、25地域福祉推進協議会も、子ども・子育て関連団体のみの参集の場ではない。23には、子育て系サロンが含まれており、24・25は、子ども・子育て支援分野の団体も複数参加する参集の場である。

④援助専門職の参集の場・機会は、〈担い手層1〉の地域活動者とも〈担い手層3〉の事業所とも異なるので、便宜的に〈担い手層2〉の団体の参集の場・機会の一つとした。諸団体の詳細情報は収集できなかったが、子ども・子育て支援に関わりのある団体名を記載した。29は、港区の新生児訪問事業を受託している。30港区医師会・31港区歯科医師会・32港法曹会は、行政主導の参集の場・機会である会議体の構成メンバーになっている。33は、専門職成年後見人等の担い手を含む団体である。未成年後見人の担い手が含まれる可能性を考え挙げた。

3) 〈担い手層3〉事業所について

〈担い手層3〉の事業所の参集の場・機会に関し表3に、①事業所間と②事業所主催に分けて提示した。

①事業所間の参集の場・機会は、18種類を把握した。便宜的にa.福祉系の同種類の施設間の参集の場・機会、b.福祉系の施設の種類を超えた参集の場・機会、c.教育系に分類した。

②事業所主催の参集の場・機会は、3種類の施設主催の地域懇談会と学校評議員会を把握した。

4) 〈担い手層4〉行政について

〈担い手層4〉の行政の参集の場・機会に関し表4に提示した。

15種類の行政主導の参集の場・機会を把握した。便宜的に①福祉系と②教育系に分類した。

3 考察

2結果は、意図した情報全てを把握できたものではない。資料閲覧とヒアリングからの概要であり、実態把握には至っていない。以下は、あくまでも表1～表4の提示内容からの考察である。

表1～表4を概観すると、港区内で子ども・子育て支援を担う、複数の種類の地域活動者が存在し、団体や事業所が参集する場・機会、事業所主催の参集の場・機会、行政職員以外の担い手も参画する行政主導の参集の場・機会が、複数存在することがわかった。子どもたちが暮らす地域社会には、多層の担い手が存在し、担い手が参集する場や機会がある。それらは、「つながれる可能性がある、ネットワーク構築が可能な場・機会」といえるだろう。

〈担い手層1〉の16種類の地域活動者は、規模の違いはあるが、各々がひとつの担い手の層を成しているといえる。参集の場(連合会・連絡会・研修会)の有無や各活動者同士のネットワーク構築の有り様は異なるだろうが、同じ名称/肩書の下で活動する層を、一つのネットワークと捉えることは可能だろう。

地域活動者の中には、中学校区ごと(7青少年委員)、地域ごとに定数が設定されていたり(11保護司、13民生・児童委員/主任児童委員)、各公立幼稚園・学校の保護者が会員や役員となる活動(4、8、9のPTA)など、地域内に偏りなく所在する活動が複数存在する。一方、委嘱を受けた少数の者で担われる活動も存在する(15人権擁護委員)。PTA含め、上記に挙げた委嘱型委員の地域活動者は、子どもの保護者であるとか、地縁型の活動に関わるつながりから担い手になる例が多い。これらの活動者は、多くが〈担い手層2〉の団体間の参集の場の一つである青少年対策地区委員会に参画し得るメンバーでもある。地域活動者によっては、〈担い

手層4)の行政主導の参集の場・機会の構成メンバーでもある。13民生・児童委員は、大方の福祉系会議体の構成メンバーであり、7青少年委員は、複数の教育系会議体の構成メンバーである。このことから行政主導の参集の場・機会は、ほとんどが住民等と援助専門職の両者を含むネットワーク3である。

一方、主に就学前の子どもや保護者を対象とする、PTA以外の地域活動者(1子育て・家族支援者、2子育て・まちづくり支援プロデューサー、3育児サポート子むすび会員)は、上記の委嘱型委員と比較すると制度的に新しく、特定の講座受講要件はあるが希望者が応募できる。地域内の偏在状況まで確認できなかったが、港区全域に所在し一定規模の活動者による担い手の層を成している。だが、〈担い手層4〉の行政主導の参集の場・機会である会議体への参画状況は確認できなかった。16養育家庭(里親)は、活動者(家庭)は、現状は少数であった。地域における社会的養護機能として期待され、港区に児童相談所設置が予定される状況下、層を厚くする取り組みは、今後関係者にとっての課題であろう。

〈担い手層2〉の団体の参集の場・機会として、①行政との相互協力関係の場に、21港区地域こぞってネットワーク会議・22港区地域こぞって子育て懇談会実行委員会を挙げた。21・22は、港区立子ども家庭支援センターの懇談会事業の一環である。だが、母体の懇談会以上に、協働する団体が主体的に運営し、団体を中心とする参集の場・機会となっていることから、〈担い手層2〉に挙げた。だが、その他に見出した参集の場・機会は、全て従来から活動する団体の連合体であった。

②地域内の法人が構築する団体間の参集の場・機会は、27(仮称)こぞって子ども・子育て応援ネットワーク以外は、社会福祉法人港区社

会福祉協議会による事業や会議体(23、24、25、26)である。社会福祉協議会は法律にも規定された社会福祉機関間の連絡調整機能をもつ法人であるから、こうした諸事業をもつのは当然である。27(仮称)こぞって子ども・子育て応援ネットワークの基幹法人の一般社団法人みなどこぞってネットワークも、社会福祉協議会同様、連絡調整機能を発揮して実践しているといえる。

③活動テーマ別団体の参集の場・機会として、28(仮称)子ども食堂ネットワークを把握した。そのほかにプレーパーク実施団体、学習支援活動や居場所運営団体、発達障害児支援団体等の参集の場・機会を想定したが、本報告の情報収集過程では確認できなかった。

〈担い手層2〉の団体には、〈担い手層3〉の事業所と〈担い手層4〉の行政以外の、民間団体や企業による支援や事業を想定した。地域には子どもたちに接点ある場として、先に例示した幼児教室や学習塾の他、いわゆる習い事(例:バレエ、プログラミング)、学校外の野球やサッカーチーム、ボーイスカウト活動、あるいは、赤ちゃんと保護者対象のベビーマッサージ業者やベビーシッター派遣企業等、諸事業やサービスが存在する。営利企業をどう位置づけるか諸意見があると思われる。だが子どもたちにとっては、一定の時間帯を過ごす重要な環境である。そうした関係者も、子どもたちや保護者を育む担い手の一人ともいえる。本報告の情報収集では、26「みなどネット」という企業の社会貢献担当者のネットワークは確認できた。企業は、17青少年対策地区委員会のメンバーになれる可能性も一部ありそうだが、それ以外の参集の場・機会は見出せなかった。参集可能で、ネットワーク構築できる場合は、把握した情報内では21港区地域こぞってネットワーク会議が可能だろう。

〈担い手層3〉の①事業所間の参集の場・機

会は、同種類の施設間の参集の場・機会が、福祉系・教育系共に複数存在した。同種類の施設間中心とはいえ、援助専門職間のネットワーク構築はしやすい状況といえるかもしれない。施設種別によっては、同じ職種間の会議体も存在した。だが保育園の中で、無認可保育所間の会議体の存在は見出せなかった。保育園や幼稚園以外の、比較的新しい子育て支援サービス提供施設間の会議体も、明確には存在を確認できない種別もあった。

教育系の参集の場・機会として、スクールカウンセラー連絡会、学習支援員の研修会、リーディング・アドバイザー・スタッフ(RAS)連絡会を把握した。学校教職員以外の学校教育をサポートする職種が、学校を超えてネットワーク構築できることがわかった。

港区内には複数の特別支援学校、公私立高校、大学が所在する。本報告では、それらの参集の場・機会は把握できなかった。だが教育系51は、港区内を中心とした大学との連携による教員対象研修である。区立幼稚園、小・中学校だけでなく区内の私立幼稚園や区内保育園の教員/保育士も対象という。67保育園・幼稚園・小学校連絡協議会の目的(就学前教育の充実)とも通じると共に、研修とはいえ、大学関係者と区内保育園・幼稚園・区立小・中学校教員/保育士が参集し得る場が存在するといえる。68幼・小中一貫教育研究組織(アカデミー)は、私立幼稚園は含まないなど、範囲の違いはあるが、保育園を含めて学校区というローカルエリアで、複数の事業所がネットワーク構築する機会となり得る場が存在することがわかった。

〈担い手層3〉の②事業所主催の参集の場・機会には、2種類の福祉系事業所の地域懇談会、教育系では学校評議員会があった。〈担い手層4〉の行政主導の参集の場・機会の64学校支援地域本部事業運営協議会も、同様の意義が

あると思われた。つまり、それらの場は一事業所を拠点として、近隣地域の関係者/支援者に、その事業を知らしめ協議し、地域側のニーズ収集も行える。その場や場づくりの過程がネットワーク構築の機会になり得る。類似の意味で、保育園等を運営する社会福祉法人は評議員会をもつが、人選によっては近隣地域の関係者/支援者とのネットワーク構築の機会にすることも可能だろう。

〈担い手層4〉の行政の、職員以外も参画する行政主導の参集の場・機会は、法律等の規定に基づく会議体が福祉系・教育系とも複数把握できた。実務者会議が位置づけられている会議体(56要保護児童対策地域協議会)や、区内の事業所が参画する部会が位置付けられていたり、当事者部会設立を意図している会議体(59障害者地域自立支援協議会)もある。だが表4を見る限りでは、実務者が参画する会議体は少ない。一方情報収集の途上、ヒアリング等の協力者たちから、実務者は必要に応じ機関内外の支援者と共にケース会議を行っていること、自機関では立ち行かない事例は、基本子ども家庭支援センターに相談する等の発言を得た。フォーマルな会議体は、実務者が連携する上で有効なネットワーク構築のできる会議体として機能する必要があるだろう。

上記行政主導の参集の場・機会の会議体の多数に、委嘱型委員の地域活動者が参画していることから、ネットワーク3であった。だが、委嘱型委員以外の地域活動者や〈担い手層2〉の団体関係者の参画状況は極めて少なかった。

4 まとめ(今後の実践への展望)

3考察を踏まえ、実践者の視点から望まれる「多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境」へ進化するためには、どうあったらよいかを検討してみた。

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

〈担い手層1〉の地域活動者には、従来から活動する委嘱型委員等と、新たな子育て支援活動者の層があった。前者は、大方が中学校区を単位とする17青少年対策地区委員会の構成メンバーであったり、行政主導の参集の場・機会である会議体の構成メンバーにもなっていた。

新たな子育て支援活動者、〈担い手層2〉の団体、〈担い手層3〉の認可保育園・幼稚園・小中学校以外の事業所は、フォーマルな会議体への参画が極めて少なかった。上記の層も子ども・子育て支援の重要な担い手層である。他の異なる担い手とのネットワーク構築の機会を拡げるために、今後どのような実践を行ったらよいか、当所のコミュニティワーク実践としても重要な課題と考えた。これまでも必要に応じ、団体や事業所間のコーディネート機能を果たせるよう実践してきたつもりである。だが今後、参集の場・機会が複数存在していても、接点をもてずにいる層、もちにくい担い手の層が存在することを認識し、より意図的に実践の様々な局面でコーディネート機能を発揮する必要があるだろう。

当所が関わってきた、21港区地域こぞってネットワーク会議と、21を生み出した懇談会は、上述の接点をもてずにいる層、もちにくい担い手の層が、まさに参加・参画可能な場である。2017年度懇談会報告書に描かれた「既存の多様なネットワーク同士をつなげていける懇談会でありたい」との展望の通り、当所含め懇談会関係者は、上述の層への参加を促す具体的方法を、さらに検討する必要がある。そして、それらの層の参加だけが増えればよいのではない。多層の支援の有機的な連携を生むためには、上述の層以外の地域活動者や事業所等にも積極的に参加してもらえらる懇談会であることが重要である。

上述の接点をもちにくい担い手の層にとって、ローカルエリアでのネットワーク構築の機

会としては、港区内全域に存在する児童館・子ども中高生プラザ等主催の地域懇談会は、有意義な場と考えられる。現状区内の全校には置かれていないが、各区立小・中学校の学校支援地域本部運営協議会の場も、ローカルエリアでのネットワーク構築の場になり得る。ただ、それを意図せず、当該事業所の事業を協議すればよいとの認識では、ネットワークは構築されない。「多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境」の視点もち、ローカルエリアでのネットワーク構築を意図してほしい場である。そうした意図をもつ地域懇談会等が実践されることを願い、当所の実践としても可能な限りそのあと押しをしたい。

〈担い手層4〉の行政主導の参集の場・機会である会議体は、法律等に則ったそれぞれの目的がある。必ずしもネットワーク構築が目的ではないだろう。しかし、各構成メンバーが、時間と労力をかけて顔を合わせられる場の存在は、「多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境」の視点からは、とても貴重な場である。ネットワーク構築の意図を視野に入れて場がコーディネートされなければ、人間関係のつながりの意味でのネットワーク構築はあり得ない。現代はSNS等のインターネットツールによるつながりも場面によっては有効である。だが、直接顔を合わせられる場の存在は、上記からでは得難いネットワークの構築が可能である。その発想をもって運営に臨むことは重要だろう。フォーマルな会議体が、ネットワーク構築を意図することの重要性の発信やその方法等、当所の実践としても検討していきたい。

本報告では、活動テーマ別団体の参集の場・機会は、子ども食堂以外は確認できなかった。だが、潜在する同じテーマの活動が、地域内で可視化されるためにも、同じテーマの団体の参

集の場が存在することは意義がある。しかし、単体の活動団体が設けるのは負担が大きい。連絡調整機能をもつ港区社会福祉協議会や一般社団法人みなどこぞってネットワークのような法人や行政が、参集の場を企画し発信していけるとよい。点在する活動団体が参集しネットワーク構築が行われ、参集の場が可視化されると、さらに別の見えなかった活動主体が見える可能性が生まれる。それがまた、テーマを超えた活動や発展を生むこともある。小規模でも地道にネットワーク構築が意図されること、ネットワーク構築を意図する担い手が増えることで、ネットワーク構築の連鎖が生まれる。ネットワークの大きな網の目をより小さく細かくすることにつながるだろう。結果「多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境」への進化を促すことになるだろう。

おわりに

港区内における子ども・子育て支援領域の、複数の担い手層の存在や、それらが参集する場・機会の可視化を試みた。だが上記領域といっても、広範囲で情報収集としては不十分であった。情報の記載や転記に際し、誤りのないよう注意したが、完全ではないと思われる。情報に誤りがあった場合は、ご容赦いただくと共に、ご指

摘をお願いしたい。複数の協力者に多大な支援をいただき、本報告をまとめることができた。以下の皆様に深く感謝を申し上げたい。

港区立子ども家庭支援センター

中島由美子氏

港区子ども家庭支援部保育課 渋谷 祿子氏

港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課

庄司 健二氏

港区教育委員会教育指導課 小林 傑氏

その他、快く情報を提供して下さった関係機関の皆様にも深く感謝を申し上げます。

【注】

- (1) 明治学院大学社会学部附属研究所年報48号に掲載。
- (2) 実践報告では、1) (事業や活動の) 地域活動上の課題、2) 地域内の団体間のネットワークの有り様、3) 実践者の視点による子ども・子育て環境の有り様等、を考察した。
上記3)では、実践者が望む子ども・子育て環境の有り様として、①子どもが今を自由に遊び切ることのできる地域、②子どもたちの声を聴こうとする大人がいる地域、③多層の支援やそれらの連携が有機的に織りなされる子ども・子育て環境が捉えられた。
- (3) 出典：小学館提供『デジタル大辞泉』 約29万5400項目(2018年8月現在)収録。監修／松村明、編集委員／池上秋彦・金田弘・杉崎一雄・鈴木丹士郎・中嶋尚・林巨樹・飛田良文、編集協力／田中牧郎・曾根脩

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

表1 〈担い手層1〉地域活動者

①主に就学前の子どもと保護者を対象とする地域活動者

	活動名(委員名等)	事務局の団体/機関	活動内容	担い手の条件 港区内の活動者数(規模)	活動者の連合体又は、活動者の集まる機会
1	子育て・家族支援者	子育てひろば「あい・ぽーと」事務局	2004年度開始 ・港区役所主催事業開催時の一時保育活動 ・港区内の諸団体の依頼による一時保育活動 ・子育てひろば「あい・ぽーと」内の一時保育事業「あおば」・集いのひろば「ひだまり」での活動 ・2級所持者による派遣型一時保育事業	港区子育て・家族支援養成講座を修了した支援者。当該養成講座は、2016年度以降は厚生労働省の子育て支援員研修に準拠。子育て・家族支援者は、国の制度でいう子育て支援員を指す。 ◇活動者数→約270名(2018年9月現在登録者)	「あい・ぽーと」主催研修
2	子育て・まちづくり支援プロデューサー	子育てひろば「あい・ぽーと」事務局	2013年度開始 ・子育て広場での実演や保育 ・子育てひろば「あい・ぽーと」でのイベントの企画運営 ・子育てひろばのカフェの企画運営 ・まちプロ活動の広報	定年前後世代の企業人対象とする当該養成講座を修了した人 ◇活動者数→約40名	各活動の運営委員会
3	育児サポート子むすび会員	社会福祉法人港区社会福祉協議会	2001年度開始 ・保育施設等への送迎や時間外の保育 ・保護者の通院等外出時の保育など 原則として利用会員・協力会員の自宅で保育する。午前7時から午後8時までの間、1回原則2時間以内。サポート料として1時間あたり800円。	18歳以上(高校生不可)で、港区内で育児支援活動のできる人。2016年度以降「港区子育て支援員研修」を受講・修了した人、2018年度以降はファミリー・サポート・センター事業研修受講・修了した人も可。 ◇活動者数→協力会員162名、利用・協力両方会員28名(利用会員は1664名) 2017年度末現在	会員研修会・交流会(年5回)、会報「子むすびめ〜」年3回 サブリーダー(会員でマッチングを担う人)は月2回会議
4	港区立幼稚園PTA	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	区立幼稚園の園児の保護者と教職員とで組織された会。子どもの教育環境を取り巻く諸問題に取り組み、会員の資質向上のための活動等も行う。PTA連合会事業として、専門研修会、教育委員・教育委員会事務局との懇談会、PTA連合会広報誌発行がある。	◇役員を活動者とした場合の活動者数→12園の役員数	区立幼稚園PTA連合(月1回会合)
5	私立幼稚園PTA	港区教育委員会教育長室(活動サポートを要望する区民意見から、会合の会場提供のサポート実施)	私立幼稚園の園児の保護者と教職員とで組織された会。子どもの教育環境を取り巻く諸問題に取り組み、会員の資質向上のための活動等も行う。	◇役員を活動者とした場合の活動者数→14園の役員数	私立幼稚園PTA連合会
6	乳児院、保育園、幼稚園、子育て支援施設等の個人ボランティア	ボランティアを受け入れる乳児院、保育園、幼稚園、子育て支援施設等	各施設における保育サポートやイベントの手伝い、環境整備の手伝い等。	各施設で受入条件は異なる。	施設により異なる。(例：ボランティア交流会開催、地域懇談会への招待等)

②主に小学生・中学生以上を対象とする地域活動者

7	青少年委員	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	みなどキャンブ村時の中心的役割 区民まつり時遊びブース出店 青少年対策地区委員会における諸活動	青少年対策地区委員会から推薦された方。(PTA役員経験者多数。保護者として行事に関わり推薦された事例もあり) ◇活動者数→27名(2018年4月1日現在)	月1回会合 主管課担当者も出席する。
8	港区立小学校PTA	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	学校の児童の保護者と教職員とで組織された会。子どもの教育環境を取り巻く諸問題に取り組み、会員の資質向上のための活動等も行う。 子どもセミナー事業(区役所たんけん隊等)を教育委員会と共催。 PTA連合会事業として、教育委員・教育委員会事務局との懇談会、PTA連合会広報誌発行がある。	◇役員を活動者とした場合の活動者数→18校の役員数	区立小学校PTA連合(月1回会合)
9	港区立中学校PTA	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	学校の生徒の保護者と教職員とで組織された会。子どもの教育環境を取り巻く諸問題に取り組み、会員の資質向上のための活動等も行う。 「子どもサミット」に協力(2018年度より)。 PTA連合会事業として、教育委員・教育委員会事務局との懇談会、PTA連合会広報誌発行がある。	◇役員を活動者とした場合の活動者数→10校の役員数	区立中学校PTA連合(月1回会合)
10	少年補導員	警視庁各警察署	・街頭補導活動 ・立ち直り支援活動(各種体験活動等)や就学支援 ・その他 少年センターや公共施設で実施している。	警視庁管内の在住在勤者(20歳以上の大学等在学者も可)で、警察署長の推薦を受け警視庁生活安全部長の委嘱を受けた人。2年間の任期(更新可能) ◇活動者数→都内に500名	研修の機会あり
11	保護司	東京保護監察所/港区保健福祉課	保護観察官と協力して犯罪者の更生のための保護観察を担当し、犯罪予防のための世論の啓発にあたる。 1950年保護司法施行。法制定前には、明治時代からの慈善事業による更生保護制度の経緯がある。 港区から港区保護司会に委託された更生保護青少年相談を担当する。	法務大臣の委嘱を受ける。 ◇活動者数→港区の定数87名、現数(2018年9月現在)72名(区内の警察署生活安全課少年係長を含む数。実際は66名)	港区保護司会 港区保護司会愛宕・三田・高輪・麻布・赤坂分区、港区保護司会地域活動部会
12	児童館・子ども中高生プラザ、学童クラブ、区立小学校、区立中学校等の個人ボランティア	ボランティアを受け入れる児童館・子ども中高生プラザ、学童クラブ、区立小学校、区立中学校等	各施設における保育サポートやイベントの手伝い、環境整備の手伝い等。 学校の活動は、教育サポートプログラムもある。	各施設で受入条件は異なる。	施設により異なる。 (例:ボランティア交流会開催、地域懇談会への招待等)

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

③どの年代の子どもにも関わる可能性がある地域活動者

13	民生・児童委員 /主任児童委員	港区保健福祉課	高齢者や障害者、生活に困っている人、子どもや妊産婦の悩みを聞き、ニーズを捉え、必要な情報の提供や適切な機関への橋渡し、働きかけを行う。守秘義務や個人の人格を常に尊重することを義務付けられている。 子育て支援部会がたんぼぼクラブを開催している(港区内の児童館・子育て支援施設等で月1回程度)。育児経験者としてのアドバイスや保護者同士の情報交換や交流のお手伝い。	厚生労働大臣の委嘱を受けた人。 ◇活動者数→民生・児童委員145名 (2018年3月22日現在、定数165人)内、主任児童委員10名	港区民生委員・児童委員協議会 芝地区・高輪地区・麻布地区・赤坂青山地区・芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会 高齢者・障害者・子育て支援等のテーマ別部会
14	スポーツ推進委員	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	スポーツ推進のための事業の計画・実施、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言。	青少年対策地区委員会から推薦された方。 ◇活動者数→27名(2018年7月1日現在)	
15	子どもの人権委員(人権擁護委員子ども担当)	港区総務課人権・男女平等参画係	人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う。 子ども関係人権相談の例：子どもが虐待を受けている、セクシュアル・ハラスメントを受けている、体罰やいじめを受けた、離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった、ほか。	人権問題に理解や熱意のある人が区長の推薦を受け、法務大臣から委嘱を受けた人。 ◇活動者数→10名	港区地区人権擁護委員会
16	養育家庭(里親)	東京都福祉保健局少子対策部育成支援課/港区子ども家庭支援センター	様々な事情により家族と暮らせない0歳～18歳までの子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間自分の家庭で養育する。	都内在住の夫婦で健康な人。配偶者がいない場合は、子どもを適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、主たる養育者の補助者として関わることのできる成人の親族等がいること。その他、「東京都里親認定基準」による。 ◇活動者数→登録8家庭(2018年9月現在、3家庭が4名の子どもを受入)	交流の機会あり。

表2 〈担い手層2〉 団体

①行政との相互協力関係の場

名称の後のカッコ内は、ネットワークの種類(1 住民間、2 援助専門職間、3 1と2の両方を含むネットワーク)

	団体間の参集の場・機会の名称	事務局の団体/機関	経緯	対象とするテーマや課題	構成メンバーと規模
17	青少年対策地区委員会(ネットワーク3)	港区子ども家庭課青少年育成担当/総合支所協働推進課	1959年青少年問題協議会の下部組織として、区立中学校通学区単位に設置された。1962年青少年問題協議会から独立。1982年青少年問題協議会の下部組織だった補導連絡会と一体化した。現在10地区で組織化。	「港区青少年健全育成活動方針」に基づき、地区ごとに特色ある活動を実施。	各地区委員会により異なる。以下から総会で決定し会長が依頼した者。 地区内に居住する都区青少年問題協議会の委員 地区内所在又は地区を通学区とする小・中・高等学校の校長又は生活指導主任 地区内に居住する児童委員・保護司 地区内に関係する青少年委員 地区内に居住する勤労青少年福祉推進員・スポーツ推進委員・PTAの代表者及び校外指導部委員 地区内にある青少年団体及び婦人団体の代表者 地区内にある工場、事業者の代表者 町内会代表者 地区内に居住する少年補導員 その他
18	港区子ども会連合会(ネットワーク1)	港区子ども家庭課青少年育成担当	子ども会は、就学前3年の幼児から高校3年生年齢相当までを構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団。活動を支える指導者と側面から援助する育成者が必要で、子ども会はそれらを含めた総称。	少年期に仲間や地域の大人とのふれあいを通して、社会性・自立性・協調性・創造性等を養うことを目的に活動し、区の青少年の健全育成を図る。	港区内の子ども会5団体
19	町会・自治会連合(ネットワーク1)	港区5総合支所協働推進課	区民が自主的に組織し、運営する地縁団体。	防犯、防火、交通安全、防災、清掃、募金、防犯灯の維持管理、祭礼、会員への広報、各種レクリエーションなどのほか、地域の特性や会員のニーズに応じてさまざまな活動、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進や、良好なコミュニティの形成への役割。	港区内に約230の町会・自治会が存在する。
20	港区母の会連合会(ネットワーク1)		1975年結成。母の会相互の連携を図っている。愛宕と高輪母の会は1949年発足。	青少年の不良化防止を目的として発足したが、その後健全育成のための活動へと重点を移動。	愛宕母の会 三田母の会 高輪母の会 海岸地区連合会(休会中) 赤坂青山母の会 麻布母の会

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

21	港区地域こぞってネットワーク会議(ネットワーク3)	一般社団法人みなとこぞってネットワーク/港区子ども家庭支援センター	2005年度以降子ども家庭支援センター事業の港区地域こぞって子育て懇談会が毎年1月に実施され、活動者・諸団体・諸事業所等のつながりの場となった。もっとつながれる場がほしいという参加者の声を受け、2010年度以降、毎年6月に開催。	主に子ども・子育て支援分野の活動者・諸団体・諸事業所等が、活動紹介をし、情報交換・交流し、関係構築することそのものが目的。年度後半に行われる懇談会に向け各参加者が気になる子ども・子育て課題等を残す。懇談会の実行委員募集を呼びかける。	主に子ども・子育て支援分野の活動者、諸団体、諸事業所、行政、企業等。営利非営利問わず、希望者/団体が参加可能。活動等行っていない個人の参加も可能。共働の可能性を探るため、他領域の活動者、諸団体、諸事業所等の参加も可能。 2017年度実績：47団体参加 2018年度実績：56団体参加
22	港区地域こぞって子育て懇談会実行委員会(ネットワーク3)	一般社団法人みなとこぞってネットワーク/港区子ども家庭支援センター	2006年度懇談会より、期間限定の企画会議の場として開催。継続して活動する実行委員も複数存在する。様々な活動者が参集しており、この場が子育て当事者と子ども・子育て支援関係者のつながりの場になっている。	1月開催の懇談会で焦点化するテーマを検討する。懇談会当日の運営も担う。例年7月より結成し、懇談会終了後の報告書作成をもって活動を終了する。	子育て当事者ほか、関心ある人なら活動者に限らず参画可能。年度により異なるが15-20名規模。実行委員募集は、懇談会そのものや、地域こぞってネットワーク会議、ダイジェスト版含む報告書で告知される。

②地域内の法人が構築する団体の参集の場・機会

23	港区社会福祉協議会サロン活動(ネットワーク1)	社会福祉法人港区社会福祉協議会地域福祉係	社会福祉協議会の小地域福祉活動推進事業の活動支援を受けて開催される住民によるサロン間の集まり。活動中のサロン対象研修年1回実施。2016年度以降、地域福祉フォーラムでの展示呼びかけ。	サロン活動は、身近な地域で閉じこもりがちな人を対象に、つながりづくりを進め、社会的孤立を防止する活動。	2018年9月現在、子育て系サロン5団体 子育て家庭も参加可能なサロンは上記以外にもある。
24	港区社会福祉協議会ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流事業(ネットワーク1)	社会福祉法人港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係	1996年度ボランティア団体との情報交換会、2000年度NPOとの情報交換会開始。2007年度ボランティア団体・NPOとの情報交換会開始。2016年度上記を発展解消し、地域福祉活動団体を加えて再構築された。	ボランティア団体、NPO、地域活動団体など多様な団体・個人が交流し、ネットワーク化を図ることで、連携・協働など地域の新たなつながりをつくることを目的とする。	2016年度以降、港区地域福祉フォーラム内で開催。 2017年度活動紹介パネル展示及びチラシの配架団体131団体、活動発表&活動紹介ブース11団体。
25	港区社会福祉協議会港区地域福祉推進協議会(ネットワーク3)	社会福祉法人港区社会福祉協議会事業・企画担当係	2011年度福祉関係団体等との意見交換会として事業開始。2016年度福祉関係団体等の連絡会に名称変更。2017年度港区地域福祉推進協議会に再編成。	区内福祉関係団体等の活動の充実や連携にむけた検討や社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画(地域公益事業)に対する地域協議会としての役割を担い、分野を超えた会議として開催。	2014年度までは、高齢者関係、子育て関係と障害者関係、ボランティア・NPO関係を隔年で実施していた。子育て関係は、2013年度13団体、2015年度11団体参加。 2016年度、区内の福祉関係団体等による連絡会開催、9団体参加。 2017年度5月11団体、12月10団体参加。
26	「みなとネット」	社会福祉法人港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係	1996年「みなとネット」発足。港区内に立地する企業各社の社会貢献担当者のネットワーク。	港区に根を張った地域社会貢献活動を推進し、これを通して各社社員のボランティア参加による交流を行う。定例会では、各企業の社会貢献活動に関する情報交換を行って活性化を図る。月1回定例開催。年1-2回独自企画でNPO団体等と協働した活動を実施。	参加企業23社(2018年8月現在、休会中含む)

27	(仮称)こぞって子ども・子育て応援ネットワーク(ネットワーク1) *上記の(仮称)は、報告者が便宜的に用いたものである。	一般社団法人みなとこぞってネットワーク	2015年度設立した一般社団法人みなとこぞってネットワークは、2016年度～2018年度港区地域こぞって子育て懇談会事業を港区より受託。上記懇談会関係者から生まれた団体や懇談会実行委員が参画する団体等とのつながりを構築し、共働で発信する等活動の応援にも取り組んでいる。	他団体のイベント時に、子ども・子育て応援団体の連絡調整を実施し、共働で活動紹介展示等を行う。	2017年度実績として、以下の団体との共働展示を実施。 ・みなと外遊びの会 ・みなとチャイルドライン ・NPO法人みなと子ども食堂 ・NPO法人暮らしのグリーンサポートみなと ・みなとでこぼこうさみち ・一般社団法人みなとこぞってネットワーク
----	---	---------------------	--	--	---

③活動テーマ別団体の参集の場・機会

28	(仮称)子ども食堂ネットワーク(ネットワーク1)	港区子ども家庭課家庭相談担当	2018年度中に子ども食堂活動団体へ参集を呼びかける予定(2018年9月現在)。	子ども食堂活動に関する情報交換と交流。	未定
----	--------------------------	----------------	--	---------------------	----

④援助専門職の参集の場・機会

29	東京都助産師会品川・港区分会	*本報告の情報収集過程で把握した子ども・子育て支援に関わりのある援助専門職団体名のみ記載。			
30	港区医師会				
31	港区歯科医師会				
32	港法曹会				
33	東京社会福祉士会中央5区社会福祉士会				

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

表3 〈担い手層3〉事業所

① 事業所間の参集の場・機会

名称の後のカッコ内は、ネットワークの種類(1 住民間、2 援助専門職間、3 1と2の両方を含むネットワーク)

a. 福祉系：同種類の施設間の参集の場・機会

	事業所間の参集の場・機会の名称	事務局の機関	対象とするテーマや課題	構成メンバーと規模
34	港区立保育園長会 ほか (ネットワーク2)	港区保育課	保育園の運営諸課題等。月1回開催。園長会のほか、副園長保育士主任会、保健担当者会、保育室主任会(隔月開催)がある。	区直営園のほか、指定管理者による保育園と保育室も含む。 2018年9月現在 32園(内、保育室は12)
35	私立保育園長会ほか (ネットワーク2)	港区保育課	保育園の運営諸課題等。月1回開催。園長会のほか、保健担当者会もある。	2018年9月現在 私立保育園37園
36	小規模保育園・事業所内保育施設園長会 (ネットワーク2)	港区保育課	保育園の運営諸課題等。月1回開催。	2018年9月現在 13園
37	区内認可保育園合同園長会 (ネットワーク2)	港区保育課	年2回開催 保育園の運営諸課題等。	港区立保育園、私立保育園、小規模保育園の合同園長会 2018年9月現在 82園
38	認証保育園連絡会 (ネットワーク2)	港区保育課	年2回開催 認証保育園の運営諸課題等。	2018年9月現在 20園
39	港区立児童館・子ども中高生プラザ館長会 (ネットワーク2)	港区子ども家庭課	児童館・子ども中高生プラザの運営諸課題。学童クラブ、人材育成、児童館の活動、障害児対応等に焦点化して行っている。 両者合同の場と、分かれての場がある。 月1回開催。	2018年9月現在 児童館と子ども中高生プラザ計12館(内、子ども中高生プラザは5館)
40	学童クラブ連絡会 (ネットワーク2)	港区子ども家庭課	学童クラブの運営諸課題。年3回～4回開催。	2018年9月現在 児童館・子ども中高生プラザ併設型、単独クラブ、放課GO→クラブ計35クラブ
41	(仮称)子育てひろば連絡会 (ネットワーク2) *上記の(仮称)は、報告者が便宜的に用いたものである。	港区子ども家庭支援センター	年2回程度開催。各施設の情報交換。	2018年9月現在 対象施設11施設 (あっぱい9施設、みなと子育て応援プラザPokke、子育てひろば「あいぽーと」)

b. 福祉系：施設の種類を超えた参集の場・機会

42	港区社会福祉法人連絡会 (ネットワーク2)	港区社会福祉協議会事業・企画担当係	区内の社会福祉法人が、公益的な取り組みを進められるよう幹事法人を選出し、連携・支援を図る。2016年度は区内社会福祉法人の情報交換会として開催。2017年度より港区社会福祉法人連絡会として開催。	2016年度実績6月19法人、9月18法人、3月13法人参加 2017年度実績6月15法人、12月13法人、2月14法人参加
43	施設ボランティアコーディネーター連絡会 (ネットワーク2)	港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係	ボランティアの受け入れ態勢やその仕組み等の情報共有、施設に活動しやすい環境を作ることが目的。2016年度開始。	2016年度実績 19施設参加 2017年度実績 19施設参加

c. 教育系

44	港区立幼稚園長会 ほか (ネットワーク2)		区立幼稚園に関する諸課題。副園長会もある。	区立幼稚園12園
45	私立幼稚園長会/私立幼稚園連合会 (ネットワーク2)		私立幼稚園に関する諸課題。	私立幼稚園14園
46	港区立小学校校長会ほか (ネットワーク2)		学校教育に関する諸課題。副校長会もある。	区立小学校18校
47	港区立中学校校長会(ネットワーク2)		学校教育に関する諸課題。副校長会もある。	区立中学校10校
48	都採用/区採用スクールカウンセラー間の連絡会 (ネットワーク2)	港区教育委員会教育指導課	スクールカウンセラー導入により開始。各校で実施したよい支援事例を情報交換するために開催。	東京都スクールカウンセラー 港区スクールカウンセラー (参考) スクールソーシャルワーカー間の公式の連絡会はない。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーは、同じ派遣会社からの派遣なので、必要に応じ連携が図られている。
49	学習支援員研修会 (ネットワーク2)	NPO法人びゅあ・さぼーと	委託事業者開催の研修が年間3回開催されている。	約60名が区内の公立小・中学校23校で実践(2018年9月現在)。
50	リーディング・アドバイザー・スタッフ(RAS)連絡会 (ネットワーク2)	港区教育委員会教育指導課	学校図書館の諸課題等ほか、情報共有。年2回開催。	各学校2名以上の配置が原則(区立小・中学校28校)。
51	大学と連携した教員の資質向上事業 (ネットワーク2)	港区教育委員会教育指導課	教員としての資質向上と指導力の一層の向上を図るために開催。	港区立幼稚園、小・中学校のほか、区内私立幼稚園、区内保育園の教員・保育士対象 連携大学数8校(2016年度実績)

② 事業所主催の参集の場・機会

52	港区立児童館・子ども中高生プラザ主催の地域懇談会 (ネットワーク3)	港区立児童館・子ども中高生プラザ12館	各館によりテーマ等は異なる。年2回程度開催。例)各館の事業計画・報告の共有や協議。子育てに関するテーマの懇談等。	各館により構成メンバーは異なる。地域内の小・中学校教員やPTA、民生・児童委員、町会・自治会関係者、警察署等
53	みなと子育て応援プラザPokke地域懇談会 (ネットワーク3)	NPO法人ワーカーズコープ運営みなと子育て応援プラザPokke	共に地域をつくるために、地域の様々な方々の声を聞き、ニーズ収集を行う。 *登録利用者との懇談会(利用者懇談会)も別途開催されている。	施設を主管する子ども家庭支援センター 民生・児童委員 近隣の短大関係者 近隣の企業関係者 隣接の保育園 町会・自治会長 シニア層含む近隣住民 地域内の地域包括支援センターほか
54	学校評議員会(港区立小・中学校、港区立幼稚園) (ネットワーク3)	港区教育委員会教育指導課	学校の取組を外部的の方々に広く知らせるとともに、意見をいただく開かれた学校づくり、特色ある学校づくり推進のため。学校評価等に関わる協議。出された意見を学校運営に反映する。年間3回開催。	区立幼稚園、小・中学校の地域の実情に応じ、概ね5人以上10人以下の評議員を港区教育委員会が委嘱。

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

表4 〈担い手層4〉行政

①福祉系

名称の後のカッコ内は、ネットワークの種類(1 住民間、2 援助専門職間、3 1と2の両方を含むネットワーク)

	行政主導の参集の場・機会の名称	事務局の機関	経緯/根拠	対象とするテーマや課題	構成メンバーと規模
55	港区地域保健福祉推進協議会(ネットワーク3)	港区保健福祉課	港区地域保健福祉計画策定のために設置。上記計画は、港区基本構想、港区基本計画の下位計画で、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画に位置付けられる。健康増進に定める市町村健康増進計画を包含する。子ども・子育て分野に関しては、港区子ども・子育て支援事業計画との整合・連携が図られている。	子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健の4分科会において、意見聴取や計画の見直しを検討する。	〈子ども・子育て分野〉 学識経験者(大学教授) 関係団体等 (港区民生委員・児童委員協議会会長、同協議会主任児童委員部会長、区立小学校PTA連合会会長) 公募区民2名
56	港区要保護児童対策地域協議会(ネットワーク3)	港区子ども家庭センター	児童福祉法第25条の2第1項規定に基づき、2006年度設置。要保護児童対策地域協議会→年1回合実務者会議→年4～5回程度 個別ケース会議→適時開催	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る。	子ども家庭支援センター所長(委員長) 民生・児童委員(協議会会長) 人権擁護機関(子ども人権委員) 医療機関(医師会・歯科医師会代表、院内虐待対応チーム等設置の医療機関代表) 乳児院 家庭裁判所(調査官) 警察署(各署生活安全課長、少年センター) 東京都(児童相談センター相談援助課長) 教育委員会(教育指導課長、区立幼稚園長・小学校長・中学校長代表) 港区(各総合支所区民課長、生活福祉調整課長、障害者福祉課長、みなと保健所健康推進課長、子ども家庭課長・保育課長、総務部人権・男女平等参画担当課長)
57	港区子ども・子育て会議(ネットワーク3)	港区子ども家庭課	子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、2015年度設置。	港区における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図る。	区長が委嘱する委員18人以内。 区内に住所を有する子どもの保護者5人以内。 区内の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者4人以内。 (2018年度→私立幼稚園連合会私立幼稚園園長、私立保育園長会、子ども中高生プラザ、東京都児相センター課長代理) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者4人以内。 (→2018年度の場合：私立幼稚園PTA連合会会長、区立小学校PTA連合会、都立特別支援学校PTA会長、労働組合関係) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者3人以内。 (→2018年度の場合：大学教授3名) 子ども・子育て支援に係る当事者2人以内。 (→2018年度の場合：地区民生委員・児童委員協議会会長、青少年委員会)

58	港区子ども・若者地域協議会(ネットワーク3)	港区子ども家庭課青少年育成担当	子ども・若者育成支援推進法第19条に基づき、2013年設置。	ひきこもりの問題を抱える子ども・若者及びその家族を支援し、子ども・若者のひきこもり対策について検討する。	区長が委嘱する 学識経験者3人以内 青少年委員2人以内 5地区の主任児童委員 各地区総合支所区民課長 産業・地域振興支援部産業振興課長 保健福祉支援部生活福祉調整課長 みなと保健所健康推進課長 子ども家庭支援センター所長 総務部人権・男女平等参画担当課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導課長
59	港区障害者地域自立支援協議会(ネットワーク3)	港区障害者福祉課	2005年障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の2の規定に基づき設置。協議会の下に、専門部会として相談支援部会、就労支援部会が位置付けられ、(仮)当事者部会の設置も検討されている(2018年9月現在)。	障害者に関する施策の推進や課題について関係機関等と協議する。専門部会では、子ども(障害児)関連の課題は、相談支援部会で取り上げる。	学識経験者3名 公募委員4名 障害者の福祉に関する事業に従事する者のうち、区長が委嘱する委員17人以内。 障害者団体代表 相談支援部会代表 就労支援部会代表 特別支援学校校長推薦教諭(2校) 港区民生委員・児童委員協議会会長 港区医師会 港法曹会 港区社会福祉協議会事務局長
60	(仮称)子どもの未来を応援するネットワーク(2017年度地域交流会)(ネットワーク3) *上記の(仮称)は、報告者が便宜的に用いたものである。	港区生活福祉調整課	2014年子どもの貧困対策の推進に関する法律施行。2016年子どもの未来応援施策基礎調査、学びの未来応援施策実態調査により判明した課題解決のための地域ネットワーク。	子どもの未来応援施策の普及・啓発ほか。	2017年度地域交流会として、5地区ごとに実施された。
61	“社会を明るくする運動”港区推進委員会(ネットワーク3)	港区保健福祉課	“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。この運動を港区において効果的に推進するための機関。	“社会を明るくする運動”の連絡及び調整並びに運動の企画及び実施。	港区 港区教育委員会 港区小学校長会 港区中学校長会 港区立小学校PTA連合会 港区立中学校PTA連合会 港区青少年問題協議会 港区青少年対策地区委員会(10地区) 東京保護観察所 港区保護司会 港区保護司会愛宕・三田・高輪・麻布・赤坂・地域活動部会 港区更生保護女性会 東京都薬物乱用防止推進港区協議会 芝・高輪・麻布・赤坂青山・芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会 港区地区人権擁護委員会 港区社会福祉協議会 警視庁愛宕・三田・高輪・麻布・赤坂・東京湾岸警察署 愛宕・三田・高輪・麻布・赤坂・東京湾岸防犯協会 愛宕・三田・高輪・麻布・赤坂・東京湾岸交通安全協会 港区婦人会 港区母の会連合会 愛宕・三田・高輪・湾岸地区連合会・赤坂青山・麻布母の会

港区内における子ども・子育て支援ネットワーク可視化の試み

②教育系

62	港区社会教育委員の会議 (ネットワーク3)	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	1949年社会教育法により設置。港区は1969年に設置条例。	社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じる等の職務を行う。	学識経験者(例：社会教育・生涯学習系大学教授等) 社会教育関係者(例：小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、青少年委員会等) 家庭教育関係者(例：家庭教育に関わりのある方) 学校教育関係者(例：小学校長、中学校長等)
63	港区学校支援地域本部事業運営委員会 (ネットワーク3)	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	2014年度港区の学校支援地域本部事業実施に伴い設置。	学校支援地域本部事業の推進に関する協議及び評価。	港区社会教育委員の会議と兼ねる。
64	港区学校支援地域本部事業運営協議会 (ネットワーク3)	港区教育委員会生涯学習スポーツ振興課	2017年度港区の学校支援地域本部の各校設置に伴い開催。	各学校で事業の推進に関する協議等を行う。	各校の地域コーディネーター 学校支援地域本部設置校の校長 地域関係者 PTA関係者 区職員
65	港区青少年問題協議会 (ネットワーク2)	港区子ども家庭課 青少年育成担当	1950年に青少年問題連絡協議会設置。1953年青少年問題審議及び地方青少年問題協議会設置法が制定(1999年に法令名が地方青少年問題協議会法に改正)。上記法に基づき、1965年区長の付属機関として設置。	毎年度「港区青少年健全育成活動方針」を策定する。青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関と地域活動組織等の情報交換を行う。	区長=会長 区議会議員4人 学識経験者20人 関係行政機関職員5人 区職員2人
66	港区いじめ問題対策連絡協議会 (ネットワーク3)	港区教育委員会教育指導課	2013年いじめ防止対策推進法施行により2014年港区いじめ防止基本方針策定。同方針の下、港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例施行。設置する4組織は、当該協議会のほか、港区教育委員会いじめ問題対策会議、港区教育委員会いじめ問題調査委員会、港区いじめ問題調査委員会。	区におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項について情報の共有を図る。	区長(会長)、副区長(副会長) 保健福祉支援部長 みなと保健所長 子ども家庭支援部長 総務部長 教育委員会事務局学校教育部長 子ども家庭課長 子ども家庭支援センター所長 教育指導課長 区立小・中学校長会長 区内私立中学校長代表者 東京都児童相談センター相談援助課長 小・中学校PTA連合会長 子ども人権委員 民生・児童委員協議会長 民生委員主任児童委員部会長 青少年委員長 医師 港区内警察署長

67	<p>保育園・幼稚園・小学校連絡協議会 (ネットワーク2)</p>	<p>港区教育委員会教育指導課</p>	<p>2010年保育園・幼稚園・小学校連絡協議会設置要綱に基づき設置。</p>	<p>就学前教育の充実を図るため、以下を協議する。 ・小学校への円滑な接続のための保育園・幼稚園と小学校との具体的な連携 ・就学前教育/小学校教育の充実 ・保育士/幼稚園教諭/小学校教員の資質の向上 ・家庭/地域における子育て支援 ・その他必要と認める事項</p>	<p>教育委員会事務局学校教育部長(委員長) 私立保育園長会代表園長 私立幼稚園長会代表園長 区立保育園長会代表園長 区立幼稚園代表園長 区立小学校長会代表校長 子ども家庭支援部保育担当課長 教育委員会事務局学校教育部教育指導課長</p>
68	<p>幼・小中一貫教育研究組織(アカデミー) (ネットワーク2)</p>	<p>港区教育委員会教育指導課</p>	<p>2014年港区教育ビジョン策定。その下位計画である港区学校教育推進計画に基づく教育施策。</p>	<p>アカデミー毎に異なる。 例) 教員同士の教科研究 子ども同士の作品交流 学校行事による交流 学区だよりの交換等</p>	<p>中学校通学区を単位(アカデミー)とする。 区立幼稚園・区立小学校・区立中学校(2アカデミーは、小中一貫教育校)の教員組織で構成されている。</p>
69	<p>地区教育会議 (ネットワーク3)</p>	<p>港区教育委員会教育長室</p>	<p>教育委員会と各地区総合支所が連携して保護者や地域の声を直接聞く機会を設け、地域の特性や環境を生かした教育活動の推進と一層の充実を図る。2009年度開始。</p>	<p>2015年度「地域で子どもたちが健やかに育つために」 2016年度「学校・家庭・地域の連携による子どもの未来応援」 2017年度「地域で支える学校運営」</p>	<p>各総合支所単位で年1回開催。 公募区民 教育長 教育委員 教育委員会事務局幹部職員 校長・園長 総合支所長 協働推進課長</p>